

シュテューデル美術館事件における和解の成立について

— シュテューデル美術館所蔵史料の研究 —

野 田 龍 一*

文中 [] は、筆者による挿入部分を、…は、筆者による省略部分を意味する。

目 次

はじめに

1. ヤツソイの攻勢への対応
2. 都市フランクフルトの訴訟参加をめぐる
3. ガンス漏洩事件への対応
4. 和解の成立過程

むすび

付録：シュテューデル美術館事件における和解調書試訳

はじめに

ヨーハン＝フリードリヒ＝シュテューデル Johann Friedrich Städel の遺言をめぐる本権訴訟は、リューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所 OAGL

*福岡大学法学部教授

をその最終舞台とした。法定相続人側訴訟代理人弁護士ルートヴィヒ＝ダニエル＝ヤツソイ Ludwig Daniel Jassoy の手になる上告書に対して、シュテール美術館理事側訴訟代理人弁護士ヨーハン＝フリードリヒ＝ガブリエル＝シュリン Johann Friedrich Gabriel Schulin（大シュリン Schulin senior）の手になる抗弁書が提出された。ヤツソイは、これに対して再抗弁書を提出した。しかし、四自由都市共通上級控訴裁判所は、同裁判所の「暫定裁判所法」第45条をよりどころに、被上告人の抗弁書でもって審理を終結し、再抗弁書を不受理とした。ヤツソイは、これを遺憾とし、作成した再抗弁書を、キール・ライプツィヒの二大学法学部による鑑定意見と一緒に印刷公表した¹⁾。裁判外での宣伝活動とも言べきこのふるまいに対して、シュテール美術館理事らは、いかに対処したのか。

1827年9月、ベルリン大学法学部教授であったエドゥアルト＝ガンス Eduard Gans は、ハレを訪問した折にハレ大学法学部教授らから聞いた話だとして、当時、ハレ大学法学部がリューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所から一件書類の送付を受けて作成しつつあった判決案は、シュテール美術館に不利な内容であることを、フランクフルト＝アム＝マインで訪問した幾人かの知人に吹聴して回った。これは、この訴訟を基本的にはおのれに有利に展開してきたシュテール美術館理事らにとっては、青天の霹靂であった²⁾。かれらは、これに対して、いかに対処したのか。

これまでの研究から明らかになったように、シュテール館の遺言は、ほかでもない、都市フランクフルトという既存の公法人を相続人に指定するものであって、有効である、という学説・裁判例が相次いだ³⁾。ここから、シュテール美術館理事らにあっては、都市フランクフルトへの訴訟通告及び訴訟参加の要請が模索された。この点について、シュテール美術館所蔵史料は、われわれに何を教えるであろうか。

以上の経緯の中で、リューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所は、

双方当事者の訴訟代理人弁護士に、一度ならず、和解を勧奨した。双方当事者の訴訟代理人弁護士らは、最終的には、同上級控訴裁判所において和解を成立させた。1828年5月末のことである⁴⁾。この和解にいたる道程は、いかなるものであったのか。

これまで、わたくしが活用することを許されたのは、もっぱら、フランクフルト都市史研究所の所蔵にかかるリュウベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所の裁判史料であった⁵⁾。2016年10月末から11月初めにかけて、わたくしは、フランクフルトのメイン河畔なるシュテューデル美術館 Städel Museum を訪問し、そこに所蔵されているシュテューデル美術館事件関係訴訟史料を全部撮影する恩恵に浴した⁶⁾。

本稿では、この史料を活用して、被告＝被控訴人＝被上告人となったシュテューデル美術館理事らの側から、シュテューデル美術館事件を上述の諸点について考察したい。

シュテューデル美術館事件について、既知の史料からは窺うことのできなかった生々しくも生き生きとした一断面を抉り出すこと。これが、本稿執筆の目的である。

注)

- 1) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における実務と理論—四自由都市上級控訴裁判所史料をてがかりに—」『福岡大学法学論叢』第59巻第3号（2014年）467頁参照。
- 2) 野田「シュテューデル美術館事件における実務と理論」『福岡大学法学論叢』第59巻第3号476-477頁参照。
- 3) 野田龍一「『この地の都市と市民団のために』(1)～(5・完)—シュテューデル美術館事件における遺言の解釈—」『福岡大学法学論叢』第62巻第2号（2017年）427-460頁；第62巻第3号（2017年）649-689頁；第62巻第4号（2018年）911-957頁；第63巻第1号（2018年）51-94頁；第63巻第2号（2018年）393-440頁参照。

- 4) 野田「シュテューデル美術館事件における実務と理論」『福岡大学法学論叢』第59巻第3号480-484頁。
- 5) フランクフルト都市史研究所所蔵史料については、2013年から2015年にかけて調査する機会に恵まれた。そのご厚情に、ここにあらためて感謝したい。
- 6) 便宜をおはかりくださった同美術館のご厚意に対して、ここに、こころからなる謝意を表したい。

1. ヤツソイの攻勢への対応

1826年11月6日、リユーベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所は、本権訴訟における原告＝控訴人＝上告人側訴訟代理人弁護士ヤツソイの再抗弁書提出申請を却下した¹⁾。これを不服としたヤツソイは、再抗弁書を印刷公表した。福岡大学中央図書館貴重書庫には、この再抗弁書が保管されている。それは、ゲッティンゲン・キール・ライプツィヒの各大学法学部判決団による鑑定意見と合綴されている²⁾。

ヤツソイによるこの印刷公表の意図は、かの上級控訴裁判所によって判決案作成を付託される、然るべき大学法学部判決団に影響を及ぼそうとするものであった。

このような、なかんずく、ライプツィヒ大学法学部及びキール大学法学部の鑑定意見についてヤツソイにとって不利な叙述を削除したうえでの印刷公表は、本権訴訟における被告＝被控訴人＝被上告人であるシュテューデル美術館理事らにとって、見過ごすことのできないことであった。

シュテューデル美術館所蔵文書には、シュテューデル美術館理事ら？が、リユーベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所に宛てた請願（の草稿？）が残されている³⁾。

この請願は、ヤツソイが、その却下された再抗弁書及びライプツィヒ・キール・ゲッティンゲンの三大学法学部の鑑定意見を、印刷公表したことを、伝

える⁴⁾。シュテューデル美術館理事らによれば、ヤツソイの再抗弁書も、かの印刷公表された3つの鑑定意見も、不実・歪曲・誤解に満ちている。こうして、シュテューデル美術館理事らは、つぎの2点を、かの上級控訴裁判所に請願したのであった。第一には、一件書類が、判決作成のためにキール大学法学部（この大学は、一件書類送付のさいに、除外されていなかった）にすでに送付されているとすれば、その返還を求め、別の大学に送付されたい。第二に、判決作成予定の大学法学部に、シュテューデル美術館理事らの、つぎの「お願い」①②を知らせられたい。①シュテューデル美術館理事らが、同じく三つの大学法学部の鑑定意見を、判決作成予定法学部に送達するまでは、判決作成予定法学部は、判決作成を停止されたい。②副報告者、すなわち、判決予定法学部とは、いま1つ別の大学法学部を、指定されたい⁵⁾。

かの上級控訴裁判所が、この請願にどのように応答したかは、不明である。

シュテューデル美術館理事らは、フランクフルト控訴裁判所判決⁶⁾（1825年12月16日）を作成した、ボン大学法学部教授クレメンス＝アウグスト＝ドロステ Clemens August Droste に、かのボン大学法学部判決団作成にかかる判決を正当化する単行本を書くように依頼した⁷⁾。ドロステは、この依頼に応じて、本を書いた。この本は、1827年に出版された⁸⁾。シュテューデル美術館理事らは、ドロステに報酬を支払うとともに、1827年7月29日に30冊の、そして同年8月2日に293冊の、合計323冊の、ドロステからの送付を受けた⁹⁾。それは、シュテューデル美術館に有利な判決を作成したドロステの所説を、とくに、これからリューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所のために判決を作成する可能性のある各大学に送付するためであった。

シュテューデル美術館理事らは、ゲッティンゲン法学部クリスチャン＝フリーデリヒ＝エルファース Christian Friederich [Friedrich?] Elvers に注目した。エルファースは、シュテューデルの法定相続人らに有利な鑑定意見を作成したアントン＝バウアー Anton Bauer を報告者とするゲッティンゲン大学

法学部判決団にあって、パウアーに反対して、シュテューデル美術館に有利な意見を持ち、1827年に、独自の意見を、単行本として公表したのであった¹⁰⁾。1827年8月1日付けの一書状¹¹⁾によれば、シュテューデル美術館理事らは、このエルファースの本を、ヴェルツブルク・エアランゲン・プレスラオ・ハレ・ロシュトック・グライフスヴァルトの各大学及び1827年当時ベルリン大学法学部にいたモリツ＝アウグスト（＝フォン＝）ベートマン＝ホルヴェーク Moritz August Bethmann-Hollweg に宛ててゲッティンゲンの製本業者をして送付させた。

1827年11月17日、シュテューデル美術館理事の一人ヨーハン＝フリードリヒ＝ボォエマー Johann Friedrich Böhmer が、ハイデルベルク神学部教授兼哲学部教授ハインリヒ＝エーバーハルト＝ゴットロープ＝パウルス Heinrich Eberhard Gottlob Paulus の雑誌『ソフロニゾン』掲載の論文¹²⁾を入手し、他の理事らに紹介した。理事らの中には、一読後、パウルスのこの本がシュテューデル美術館に有利であると判断して、パウルスとの接触を提案する理事があった¹³⁾。

1827年9月3日、シュテューデル美術館理事（誰かは不明）は、ライプツィヒ大学法学部教授カール＝フリードリヒ＝クリスチャン＝ヴェンク Karl Friedrich Christian Wenck に書状を送った。それは、ヤッソイが改竄したライプツィヒ大学法学部鑑定意見について真相を究明しようとするものであった¹⁴⁾。

1827年9月20日、シュテューデル美術館理事であるボォエマーが、その作成にかかるキール大学法学部宛て書状草案を、他の理事らに示した。ボォエマーは、ヤッソイが印刷公表したキール大学法学部鑑定意見が、その末尾からすれば、明らかに削除されていて、不自然であることを指摘したうえで、ヤッソイが印刷公表にあたり削除した部分の送付をキール大学法学部に依頼した¹⁵⁾。これは、他の理事らに回覧された¹⁶⁾。

注)

- 1) シュテューデル美術館所蔵 Städel contra Städel, IV 所収1826年11月6日四自由都市共通上級控訴裁判所決定謄本（1826年11月10日送達）「…これに対して、再抗弁を求める原告人の申請は認められない。なぜなら、『暫定上級控訴裁判所法』第45条によれば、審理は、被告人の尋問でもって終結されるべきであり、そして、明確に課されるべき諸点についての釈明を要求することは、裁判所にのみ許されているからである。現在は、このことのためには、いかなるきっかけも見出されない」。

この決定は、[Ludwig Daniel Jassoy], Pro Memoria (Als Manuscript gedruckt), Vorwort, S.III-IV で、印刷公表されている。

- 2) 福岡大学中央図書館所蔵本：請求番号3223/C.R.22-3/1。これは、ハレなるラント裁判所旧蔵書（請求番号 Versch 10）である。掲載の順序は、グッティンゲン大学法学部鑑定意見総頁数34頁（ストラスブールの F.G.Levrault で印刷）・1827年12月23日の Verordnung, die Ermächtigung des Theater-Pensions-Fonds, Geld auf hiesige gerichtliche Insätze anzulegen, betreffend (Auszug aus der Gesetz- und Statutensammlung der freien Stadt Frankfurt, Bd.2, Jahrgang 1817-1818, p.46) ・ライプツィヒ大学法学部鑑定意見総頁数6頁（刊行年及び印刷所不明）・キール大学法学部鑑定意見総頁数28頁（刊行年及び印刷所不明）・ヤツソイによる再抗弁書総頁数40頁（刊行年及び印刷所不明）となっている。
- 3) このシュテューデル美術館理事らの請願書は、シュテューデル美術館所蔵 Städel contra Städel, V, fol.2-7 に見える。なお、この史料には、頁数表示ないしフォリオ数表示がない。以下、わたくしが仮に付したフォリオ数で表示する。
- 4) Städel contra Städel, V, fol.3.
- 5) Städel contra Städel, V, fol.6-7.
- 6) Actenstücke und Rechtliche Gutachten in Sachen der Städel'schen Intestat-Erben gegen die Administration des Städel'schen Kunst-Instituts zu Frankfurt am Main, Testamentsanfechtung betreffend, VI.S.30-31（判決）及び VII.S.32-55（判決理由）として、1827年に、印刷公表された。
- フランクフルト控訴裁判所がボン大学法学部判決団に判決作成を依頼し、それを、1825年12月16日付けで判決として言い渡したことについては、野田「シュテューデル美術館事件における実務と理論」『福岡大学法学論叢』第59巻第3号458-461頁を参照。
- 7) ドロステへの Rechtfertigung 執筆依頼状そのものは伝わっていない。ただ、ドロステによるシュテューデル美術館宛て1827年7月29日付け書状では、「わたくしは、これに添えて、お望みの『ボン判決の正当化』Rechtfertigung des Bonner Urtheils を送付する」（Städel contra Städel, V, fol.141）とあり、また、同

じくドロステによるシュテューデル美術館理事ら宛て1827年8月2日付け書状では「わたくしは、気高い理事諸氏に、これに添えて、求められた『ボン判決の正当化』の約束した別の冊数を送付する」(Städel contra Städel, V, fol.136)とある。

- 8) Clemens August von Droste, Rechtfertigung des von der Bonner Juristen-Fakultät in der Sache des Städel'schen Kunst-Institutes zu Frankfurt a.M. gegen die Intestat-Erben des verstorbenen J.F.Städel erlassenen Urtheiles zu Gunsten des angefochtenen Testamentes, von dem Verfasser der Entscheidungsgründe, Bonn 1827. 判決を作成した大学教授が、一方当事者の依頼を承けて、その判決を「正当化」する単行本を公表し、しかも報酬を得る、ということは、異様ではないのか。

ちなみに、ドロステの前掲書「緒言」Vorwort冒頭で「この『正当化』は、なるほど、ボンの法学部の願望にもとづいて、わたくしによって作成された。ボンの法学部は、現在なお、意見一致して、シュテューデル美術館を、有効だと考える。しかし、わたくしが、ここで述べることは、判決理由の繰り返しにすぎないことを例外とすれば、学部の名において述べられたと見られるべきではない。学部それ自体は、明らかな諸理由から、その判決を正当化するために、然るべく登場することができない。…」と述べる。ドロステは、シュテューデル美術館からの依頼があったことについては、完全に口を閉ざしている。

- 9) 1827年7月29日書状 Städel contra Städel, V, fol.141: ドロステは、この書状において、自分が、職務から割けるすべての時間をこの書物の執筆に費やしたと述べる。そして、取り急ぎ製本させた30冊を送付し、残余は追って送付することを伝える。シュテューデル美術館理事らがこの書物に満足せんことを、との期待を述べる。

1827年8月2日書状 Städel contra Städel, V, fol.136: ドロステは、この書状において、残余の293冊を送付することを伝える。併せて、ドロステは、ボン大学法学部判決団のオルディナリウスの書状原本を送付している。このオルディナリウスの書状は、ボン大学法学部判決団が、反対意見の鑑定意見ゆえに意見を変えることがなったことを教えるものであった。

なお、シュテューデル美術館理事らは、本件訴訟のための口座から、1827年9月3日に、ドロステに対して、241, 48グルデンを支払っている。Städel contra Städel, V, fol.25.

- 10) Christian Friederich [Friedrich?] Elvers, Theoretisch-praktische Erörterungen aus der Lehre von der testamentarischen Erbfähigkeit, insbesondere juristischer Personen, Göttingen 1827.
- 11) 1827年8月1日ゲッティンゲンの製本職人 A.P.シェファー Schaefer のシュテューデル美術館宛て書状 Städel contra Städel, fol.143. この書状によれば、シェ

ファーは、シュテューデル美術館宛て50冊を送付した。併せて、シェファーは、ヴェルツブルク・エアランゲン・プレスラオ・ハレの諸大学に、各12部を、ロシュトック・グライフスヴァルトの二大学には、各6部を、ベルリン大学のペートマン＝ホルヴェーク教授には、5部を、それぞれ送付し、その代金(エルファースに支払い)及び送料(シェファーに支払い)明細を明らかにしている。

- 12) Heinrich Eberhard Gottlob Paulus, Einfache Rechts-und Verstandes-Ansichten über den Rechtsstreit wegen der Erbfähigkeit der von Joh. Fried. Städel zu Frankfurt a.M. den 15. März 1815 gestifteten Kunstanstalt, in: Sophronizon oder unpartheiisch-freimüthige Beiträge zur neuern Geschichte, Gesetzgebung und Statistik der Staaten und Kirchen, Bd.9, Heft 4, Heidelberg 1827, S.63-165. これは、同じ1827年に、抜き刷り単行本としても公刊された。
- 13) 1827年11月18日シュテューデル美術館理事らの意見記録によれば、一方では、パウルス論文がシュテューデル美術館に有利に書かれていることが指摘されたが、同時に、パウルスが、ヤツソイの友人であることを懸念する意見もあった。Städel contra Städel, V, fol.26-29参照。
- 14) シュテューデル美術館理事のヴェンク宛て書状。Städel contra Städel, V, fol.132-133. ヴェンクは、つとに、1827年8月21日に De pia causa in eodem testamento et constituta et ad hereditatem vocata, in :Observationes ad elegantiorum Jurisprudentiam facientes, Cap.4を公表し、ライプツィヒ大学法学部鑑定意見全文を公表した。シュテューデル美術館理事らは、これを読んだうえで、改竄の真相をさらにヴェンクに尋ねた。
 ヴェンクの上掲論文は、ヴェンクの没後、Caroli Friderici Christiani Wenck, Opuscula academica, edidit Fried. Carolus Gust. Stieber, Lipsiae 1834, p.270-287に収録されている。ヴェンクは、さらに、Beitrag zur rechtlichen Beurtheilung des Städel'schen Beerbungsfalles, Leipzig 1828を公表した。この1828年論文の中で、ヴェンクは、つぎのように述べている。：シュテューデルの法定相続人らの弁護士がこの鑑定意見を要請した。しかし、かれは、一部のみ、すなわち「疑問の理由」のみを、印刷によって公表し、そして、この方法で、われわれの判決団の権威を、実際に述べられたのとは、異なって利用した。このことによって、わたくしは、[鑑定意見の公表を]余儀なくされた。
- 15) 1827年9月20日ポォエマーによるキール大学法学部宛て書状草案。この草案は、シュテューデル美術館理事らによる回覧での修正のうえ、同年9月22日に発送された。Städel contra Städel, V, fol.115-116.
- 16) 理事シュタルクが、ヤツソイによる印刷公表のキール大学法学部判決団鑑定意見末尾を見れば、この鑑定意見が不完全であることを推定できると述べ、その旨を、キール大学法学部判決団宛て書状に加筆することを提案した。Städel contra Städel, V, fol.116.

2. 都市フランクフルトの訴訟参加をめぐる

すでに別途考察したように、シュテューデル美術館事件の本権訴訟にあっては、1823年2月24日フランクフルト都市裁判所判決及び1825年12月16日フランクフルト控訴裁判所判決が、シュテューデルの遺言は、シュテューデル美術館設立という負担付きで、都市フランクフルトという公法人を相続人に指定したものと解釈した¹⁾。

この解釈は、シュテューデル美術館理事らの依頼によって作成されたベルリン・ギーゼン・ハイデルベルク・ミュンヘンの各大学法学部鑑定意見でも是認された²⁾。

学説としては、ツァハリエ・ドロステ・エルファースが、この解釈を説き、その後も、ヨーハン＝アダム＝フリッツ Johann Adam Fritz・コンラート＝フランツ＝ロスヒルト Conrad Franz Roßhirt・カール＝テオドール＝ヴェルカー Carl Theodor Welcker・フリードリヒ＝アウグスト＝ノルトホフ Friedrich August Northoff らが、これに左袒した³⁾。

以上の裁判例・鑑定意見・学説に影響されたのであろうか、シュテューデル美術館理事らにあっては、都市フランクフルトに訴訟告知をして、都市フランクフルトに訴訟参加を促すことが模索された。1827年9月11日、シュテューデル美術館理事らは、その訴訟代理人弁護士であったヨーハン＝アダム＝オーレンシュラーガー Johann Adam Ohlenschläger 及び大シュリンにアンケートをおこなった。第一に、当時フランクフルトで広まっている噂、すなわち、ハレ大学法学部がシュテューデル美術館に不利な判決を作成しつつあるとのそれをフランクフルト都市参事会に届け出るべきか？第二に、シュテューデル美術館に有利なかの鑑定意見を、同参事会に通知するべきか？そして、第三に、同参事会に、この訴訟への訴訟参加を求めるべきか？であった⁴⁾。

オーレンシュラーガーは、このアンケートに対して、あらまし、以下のよ

うに回答した。フランクフルト都市参事会に、噂及び鑑定意見を通知することの目的は、都市フランクフルトを、この訴訟へ訴訟参加させることである。では、都市フランクフルトを、現在の時点で、訴訟参加させることは、得策か。オーレンシュラーガーの答えは、否、得策ではない、というものであった。都市フランクフルトが、この訴訟に、補助的訴訟参加⁵⁾をすることは、ありえない。これに対して、いわゆる主たる訴訟参加⁶⁾は、ありうる。しかし、現在の時点にあっては、都市フランクフルトの主たる訴訟参加ないし当事者訴訟参加は、事態を紛糾させるだけである。周知のように、ハレ大学法学部は、シュテューデル美術館理事らにとって不利な判決を作成しつつある。この状況にあって、いま、都市フランクフルトが、訴訟参加するときには、都市フランクフルトは、おのれに不利なハレ大学判決を甘受しなければならぬことになる。では、何時、都市フランクフルトは、当事者として登場すべきか？それは、リューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所が、ハレ大学の意見にしたがって、法定相続人にシュテューデル財団の財産を引き渡すように判決した時である。シュテューデル美術館理事会に対する判決は、都市フランクフルトにとっては、先決とはならないからである。都市フランクフルトの訴訟参加の適切な時点は、リューベックで、シュテューデル美術館に不利な判決が言い渡された時点である⁷⁾。

大シュリンもまた、オーレンシュラーガーと同意見であった。大シュリンは、ヴィルヘルム＝アウグスト＝フリードリヒ＝ダンツ Wilhelm August Friedrich Danz⁸⁾を援用して、現在、シュテューデル美術館理事会を相手として追行されている訴訟での判決の既判力は、都市フランクフルトによる主たる訴訟参加を妨げない、と説いた。しかし、現時点で、都市フランクフルトに訴訟告知すれば、今後、都市フランクフルトが訴訟参加するのを、より由々しいものとすることになる、と言うのであった⁹⁾。大シュリンは、1827年9月15日付けシュテューデル美術館理事カール＝フリードリヒ＝シュタルク

Carl Friedrich Starck 宛て書状において、都市フランクフルトが、訴訟参加するかどうかは、都市フランクフルトの判断次第である、と述べている¹⁰⁾。

シュテューデル美術館理事らは、両名の弁護士の意見を踏まえて、結局、都市フランクフルト（具体的には、その都市参事会）には、訴訟参加を求めないことにした¹¹⁾。

当の都市フランクフルト参事会は、管見の史料に拠るかぎりでは、訴訟参加の意思表示をおこなった形跡がない。都市フランクフルトこそが、遺言者シュテューデルの遺言によってその相続人に指定されたという有力な所説にもかかわらず、都市フランクフルトが訴訟参加して当事者として争うことはついになかったのではなからうか¹²⁾。

注)

- 1) 1823年2月24日フランクフルト都市裁判所判決：Actebstücke, V, S.28.; 1825年12月16日フランクフルト控訴裁判所判決の判決理由：Actenstücke, VII, S.43. これらの判決については、野田『『この地の都市と市民団のために』(1)』『福岡大学法学論叢』第62巻第2号431-438頁を参照。
- 2) ベルリン大学については、Rechtliches Gutachten der Juristenfacultät zu Berlin, Frankfurt am Main 1827, S.20-23. ギーセン大学については、Rechtliches Gutachten der Juristenfacultät zu Gießen, Frankfurt am Main 1827, S.45-50. ハイデルベルク大学については、同大学文書館 Universitätsarchiv Heidelberg 所蔵 Cod Heid.391.4.III.3c.Nr.280 H-II-155/932a. Acten der Juristischen Fakultät-Spruchkollegium 1827, I. S.240=Rechtliche Gutachten der Juristenfacultät zu Heidelberg, Frankfurt am Main 1827, S.18 (1827年5月26日。報告者は、コンラート=オイゲン=フランツ=ロスヒルト Konrad Eugen Franz Roßhirt。カール=ヨーゼフ=アントン=ミッテルマイアー Carl Joseph Anton Mittermaier が校閲)。ミュンヘン大学については、Rechtliches Gutachten der Juristenfacultät zu München, Frankfurt am Main 1827, S.16-20.
以上の鑑定意見につき、野田『『この地の都市と市民団のために』(2)』『福岡大学法学論叢』第62巻第3号674-689頁を参照。
- 3) Karl Salomo Zachariä, Ueber den das Städelsche Kunstinstitut zu Frankfurt betreffenden Rechtsstreit, Heidelberg 1827, aus den Heidelberger Jahrbüchern

der Literatur besonders abgedruckt, S.7-12; Clemens August von Droste, Rechtfertigung des von der Bonner Juristen-Fakultät...erlassenen Urtheils..., S.7-9; Christian Friederich Elvers, Theoretisch-praktische Erörterungen aus der Lehre von der testamentarischen Erbfähigkeit, S.128-156; Johann Adam Fritz, Erläuterungen, Zusätze und Berichtigungen zu v. Wening-Ingenheims Lehrbuch des gemeinen Civilrechts, Heft 1, Freiburg 1833, S.153-154; Conrad Franz Roßhirt, Die Lehre von den Vermächtnissen nach Römischen Rechte, Th.2, Heidelberg 1835, S.69-71; Carl Theodor Welcker, Art. Stiftungen, milde und fromme Stiftungen. Stiftungsvermögen, in: Carl von Rotteck, [Hrsg.], Staats-Lexikon oder Encyclopädie der Staatswissenschaften in Verbindung mit vielen der angesehenen Publicisten Deutschlands, Bd.15, Altona 1843 S.179; Friedrich August Northoff, Die Gültigkeit der Erbeinsetzung einer zu errichtenden milden Stiftung in dem Testamente des weiland Landrentenmeisters Blum zu Hildesheim. Ein theoretisch-praktischer Versuch, Göttingen 1833, S.14-16 und S.78-86.

以上の諸学説につき、野田「『この地の都市と市民のために』(3)」『福岡大学法学論叢』第62巻第4号912-930頁及び野田「『この地の都市と市民のために』(4)」『福岡大学法学論叢』第63巻第1号52-61頁を参照。

- 4) シュテューデル理事らのアンケート。Städel contra Städel, V, fol.119 & fol.126.
- 5) 補助的訴訟参加 Nebenintervention については、アンケートで大シュリンが引用（後注参照）する Wilhelm August Friedrich Danz, Grundsätze des ordentlichen Prozesses, 5.Ausg. Stuttgart 1821, S.740-742を参照。：訴訟参加とは、第三者が、すでに開始された訴訟に、自発的に、かれ自身の権益を貫くためか、または、訴訟当事者らのいずれか一方を支援する意図で介入する訴訟行為である。訴訟参加人が、原告または被告を、かれらの権利を追求することにおいて、たんに支援することを意欲するにすぎない場合には、これは、補助的訴訟参加である。補助的訴訟参加は、その概念からしてすでに、防禦がなお可能であり、かつ、したがって、支援が、有益である限りでおこなわれる。それゆえに、すべての防禦手段を自由に用いることが、なお帰属する時点で、補助的訴訟参加を申し立てることが、得策であるが、それは、必須ではない。なぜなら、補助的訴訟参加人は、かれが遅れて支援することによっては、訴訟当事者に不利益を与えることはなく、たんに自分自身に不利益を与えるにすぎないからである。補助的訴訟参加によっては、訴訟当事者らは、変更されない。補助的訴訟参加は、本案の進行を阻止しない。補助的訴訟参加人は、訴訟への関与者として見られ、かれが支援する当事者と、一心同体であり、そして、したがって、補助的訴訟参加人が、かれの支援の時点で見出す状態で、訴訟を継続しなければならない。

- 6) 主たる訴訟参加 *Hauptintervention* についても、*Danz, Grundsätze, S.736-742* を参照：訴訟参加人が、訴訟の主たる当事者らの権利とは異なる、独立の権利を追求する場合には、これは、主たる訴訟参加である。主たる訴訟参加は、つねに、上級審級においてもまた、執行にあつてすら、この執行がすでに開始されていたにせよ、おこなわれる。ただ、執行にあつては、訴訟参加人は、その利益を、ただちに立証し、そして、それと並んで、実際に執行があれば、それは、訴訟参加人にとって、取り返しのつかない損害を加えるであろうことを証明しなければならない。主たる訴訟参加は、訴訟参加人が勝訴する場合には、原告—被告間の訴訟が、まったく無益になろうときには、このことは、諸般の事情から、そのつど判断されるべきであるが、本案の進行を阻止する。しかし、これがあてはまらないときは、双方の事件は、並列して審理されねばならない。
- 7) オーレンシュラーガーの回答。Städel contra Städel, V, fol.119-125.
- 8) ダンツのうえで紹介した箇所が、引用される。Städel contra Städel, V, fol.127.
- 9) 大シュリンの回答：Städel contra Städel, V, fol.126-129. 大シュリンは、典拠として、ダンツの他に、*Ioannes Balthasar Wernher, Selectae Observationes Forenses, Tom.1, Ienae 1738, Pars 2, Observatio 473, p.473* を挙げる。：「第473考察。訴訟についてのより強い防禦が属する者は、他人が行為するのを許すであろう場合には、その後、その利益を理由としてはもはや訴訟参加することができない。なるほど、原則としては、訴訟がおこなわれていることを知っていることは、訴訟参加人をほとんど害しない。；しかし、ある諸々のケースが、この原則から例外とされる。すなわち、ここでは、第一に、それは、訴訟を防禦するより強い権利を持った者が、他人に、防禦を許した場合である。：なぜなら、かれは、このようにして、他人によって行為されたことを追認したと見られ；そして、それゆえに、かれが、その利益のゆえに、訴訟参加することを意欲する場合には、かれは、もはや聞き届けられるべきではないからである。…」。
- この叙述によれば、都市フランクフルトは、シュテューデル美術館が被告として訴訟で防禦行為をおこなっているのを許しているのだから、後になって都市フランクフルトが自らの利益のために訴訟参加しようとしても認められないことになろう。
- 10) Städel contra Städel, V, fol.106-107.
- 11) とくに、ボォエマーの1827年9月15日付け意見：Städel contra Städel, V, fol.110.
- 12) 1827年9月13日付けシュテューデル美術館理事ビュヒナー *Bücher* によるツァハリアエ宛て書状。：「[フランクフルト都市]参事会は、[訴訟参加について]沈黙する」と伝える。Städel contra Städel, V, fol.97 & fol.105.
- ただし、シュテューデル美術館理事らは、和解のさいには、都市参事会の許可を取り付けることを要すると、考えていたようである。本稿第4章参照。

3. ガンス漏洩事件への対応

1827年8月下旬、ベルリン大学教授ガンスは、ハレにいた。ガンスは、ハレ滞在中に、幾人かのハレ大学法学部教授と面会した。これらの教授のうち、ヨーハン＝クリスチャン＝ザルヒョヴ Johann Christian Salchow が³、その研究室でガンスと面談した。ザルヒョヴは、研究室にあったキール及びゲッティンゲンの鑑定意見について、これらの鑑定意見が、その他の鑑定意見よりも優れていると、ガンスに述べた¹⁾。

その後、1827年9月上旬、ガンスは、フランクフルトに滞在した。フランクフルトでは、史料から確認できるところによれば、ガンスは、ルートヴィヒ＝ボォエルネ Ludwig Börne、マクシミリアン＝ラインガヌム Maximilian Reinganum、フィリップ＝フリードリヒ＝シュリン Philipp Friedrich Schulin（小シュリン Schulin junior）及びヨーハン＝フリードリヒ＝ボォエマー Johann Friedrich Böhmer と面談した²⁾。面談にあつて、ガンスが、ハレでは、シュテューデル美術館に不利な判決が作成されつつある、と述べた。その後、フランクフルトの公証人ヨーハン＝アンドレアス＝ヴェーバー Johann Andreas Weber が⁴、ガンスの宿泊先である「白鳥亭」を訪問した。ヴェーバーの質問に対して、ガンスは、ハレで、ザルヒョヴおよびクリスチャン＝フリードリヒ＝ミューレンブルフ Christian Friedrich Mühlenbruch と面会したこと、そして、ハレでは、シュテューデル美術館に不利な判決が作成されつつあることを聞き知ったことを証言した³⁾。

ガンスによるフランクフルトでの漏洩は、瞬間に、全ドイツに広がった。1827年9月11日の『自由都市フランクフルト新聞』⁴⁾及び同年9月15日の『一般新聞』⁵⁾は、シュテューデル美術館に不利な判決が作成されつつあることを報じた。

シュテューデル美術館理事らは、1827年9月11日から12日にかけて、フラン

クフルトでガンスと面談した以上の人々及びその他の人々の証言を録取して、それを、リユーベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所に送付した。併せて、訴訟代理人弁護士（おそらくは大シュリン）が、上申書を提出した。ハレでの判決漏洩は、各法規⁶及び学説⁷に照らせば、守秘義務違反にあたりと糾弾した。そして、一件書類を、ハレ以外の大学法学部に送るように申請した⁸。

リユーベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所は、1827年9月14日付けで、ハレ大学法学部に宛てて、フランクフルトからの異議申し立てを伝えた⁹。根拠は、「暫定裁判所法」第44条であった¹⁰。

これに対して、ハレ大学法学部判決団は、1827年9月20日付けで、リユーベックに宛てて、弁明の文書を送付した。その中で、同判決団は、シュテーター美術館に不利な判決を作成しているわけでは、けっしてないことを述べた。しかし、ガンスによる秘密漏洩を遺憾として、一件書類をリユーベックに返送した¹¹。

ミュンペルフは、1827年10月8日、ベルリンに戻ったガンス宛てに、ガンスの、フランクフルトにおける軽率な発言の結果、ミュンペルフ及びハレ大学法学部判決団の名誉が侵害されたと叱責した¹²。これに対して、ガンスは、1827年10月9日及び10日付けの返信で、謝罪するにいった¹³。

ハレ大学法学部判決団のその他のメンバーも、個別に、フランクフルトに向けて、弁明の私信を発信した。ルートヴィヒ＝ペルニツェ Ludwig Pernice は、1827年9月21日付けで、当時フランクフルトに出張中であった義父アウグスト＝ヘルマン＝ニーマイアー August Hermann Niemeyer に宛てて、私信を送った。その中で、ペルニツェは、ザルヒョヴを除いて、判決団のメンバーがガンスに、シュテーター美術館について談話したことはないこと、ザルヒョヴも、一件書類がハレにあることを漏らしたことはないこと、ハレ大学法学部判決団は、シュテーター美術館の存続に意見一致したこと、そして、

多数派は、フランクフルト控訴裁判所判決に賛成であったことを伝えた¹⁴⁾。

フリードリヒ＝ブルーメ Friedrich Bluhme は、1827年10月20日付けで、フランクフルトに宛てて（名宛人は不明¹⁵⁾）弁明の書状を送った。その中で、ブルーメは、ハレでは、ミュンレプルフ及びザルヒョヴが、ファルキデウス法の四半分控除に賛成したが、フリードリヒ＝アウグスト＝シュメルツァー Friedrich August Schmelzer、ペルニツェ及びブルーメは、四半分控除に反対であったことを伝えている¹⁶⁾。

なお、シュテューデル美術館理事らは、1827年9月13日、ハイデルベルクなるツァハリアエ宛て、書状を送っている。この書状の中で、ツァハリアエに鑑定意見作成が依頼された。ポイントは、シュテューデル遺言無効を主張するヤッソイには根拠があるか、シュテューデル美術館理事会は、別の歩み（和解？）を企てるべきか、都市フランクフルトの訴訟参加は、許されるべきか、また、この訴訟参加は、推奨されるべきか、であった¹⁷⁾。

ガンス漏洩事件に対する対応で、シュテューデル美術館理事らが、1827年下半年に忙殺されたことは、理事の一人ボォェマーの書簡からも窺える¹⁸⁾。

注)

- 1) このことは、ハレ大学法学部判決団のメンバー自らが認めるところであった。たとえば、1827年9月20日付けハレ大学法学部判決団によるリューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所宛て書状。フランクフルト都市史研究所所蔵 OAGL Z, Nr. 1444, [77], fol.81 recto = シュテューデル美術館所蔵 Städel contra Städel, V, fol.35 ; 1827年9月21日付けハレ大学法学部判決団の一員ペルニツェ Pernice によるフランクフルト滞在中の義父ニーマイアー Niemyer 宛て書状。Städel contra Städel, V, fol.44 ; 1827年10月14日及び10月20日付けハレ大学法学部判決団の一員ブルーメ Bluhme の書状（名宛人は不明。野田「シュテューデル美術館事件における実務と理論」『福岡大学法学論叢』第59巻第3号478-479頁が、「小シュリン宛て」と表示したのは、誤り。文中「あなたのリューベックにおける訴訟代理人博士プレラー Preller」との叙述があるところからすれば、むしろ大シュリン宛てか?）。OAGL Z Nr.1444, [92], fol.123 verso.

2) ボォエルネ Börne による1827年9月7日付け証言記録：OAGL Z, Nr.1444, [\[64\]](#), fol.50 recto. ボォエルネは、ジャーナリストとして活躍していた。Fritz Martini, Art.“Börne, Ludwig”, Neue deutsche Biographie, Bd.2 (1955), S.404-406.

ラインガヌム Reinganum とのガンスの面談については、本人自身による証言記録はない。ラインガヌムがガンスと面談したことは、1827年9月5日に、ボォエマーがラインガヌム自身から聞いたことである。：OAGL Z, Nr.1444, [\[66\]](#), fol.54 recto. ラインガヌムは、フランクフルトの手練れの弁護士であった。1830年以降は、フランクフルトのロートシルト家の顧問弁護士となっている。さきのボォエルネと緊密な親交があった。Rudolf Jung, Art.“Reinganum, Maximilian”, Allgemeine deutsche Biographie, Bd.53 (1907), S.285-286.

小シュリン Schulin junior による1827年9月7日付けの証言記録：OAGL Z, Nr.1444, [\[67\]](#), fol.56 recto. 小シュリンは、フランクフルトで弁護士を開業した。1825年以降は、フランクフルト都市文書館の仕事に従事した。その仕事にあつて、ボォエマーと知り合った。Rudolf Jung, Art.“Schulin, Philipp Friedrich”, Allgemeine deutsche Biographie, Bd.34 (1892), S.743-744.

ボォエマーによる1827年9月7日付け証言記録：OAGL Z, Nr.1444, [\[66\]](#), fol.54 recto. この証言記録は、シュテューデル美術館にも残されている。Städel contra Städel, V, fol.147-148. ボォエマーは、1823年に、フライヘル＝フォム＝シュタイン Freiherr vom Stein の知遇をえて、Monumenta Germaniae Historica の編纂に携わった。Gottfried Opitz, “Böhmer, Johann Friedrich”, Neue deutsche Biographie, Bd.2 (1955), S.393-394.

3) OAGL Z, Nr.1444, [\[71\]](#), fol.66 recto-68 recto. この「白鳥亭」での尋問については、シュテューデル美術館 Städel contra Städel, V, fol.147にも、記録が残されている。

4) Zeitung der freien Stadt Frankfurt, N^o 254. Dienstag 11. September 1827, S.1015：「フランクフルト。9月10日。数日前以来、当地において、噂が広まっている。リユーベックなる上級控訴裁判所の最終審級において、外部の判決団に送付された、シュテューデルの法定相続人らの、シュテューデル美術館を相手とする事件における一件書類が、終局判決作成のために、ハレに送付され、そして、かの地の [法] 学部が、そのメンバーのうちの幾人かの述べるところによれば、この訴訟を、シュテューデル美術館にとって不利な観点から見ている、というものである。—しかし、この情報は、根拠がないように見える。」

5) Allgemeine Zeitung, den 15. September 1827, N^o 258, S.1032. この記事については、すでに、野田龍一「シュテューデル美術館事件と『ナポレオン法典』(2・完)『福岡大学法学論叢』第62巻第1号(2017年)76-77頁で紹介した。

その他の新聞報道としては、Staats-und Gelehrte Zeitung des Hamburgischen Unparteyischen Correspondenten, Anno 1827, am Freytag, den 14. September

Nº.147：「フランクフルト。長年の訴訟がある。この訴訟を、この地の自由都市が、有名なシュテューデル美術館の設立者の親族らを相手に追行した。この訴訟は、その最終的な判決を受け取った。この判決は、すべての審級によって、そして、ゲッティンゲン大学によって、フランクフルトに有利に下された。その後で、かの美術館は、リユーベックなる自由諸都市の上級控訴裁判所の最終審において、シュテューデルの相続人らに付与されると判決された。フランクフルトは、これによって、そのもっとも美しい誇りの1つを失った」。同新聞による下線部分の訂正記事：Anno 1827, am Dienstage, den 18. September Nº 149：「ハンブルク。9月17日。われわれは、本紙第147号で、フランクフルトの記事において、他のドイツの諸々の新聞に拠って、かの地のシュテューデル美術館の理事らを相手とする、フランクフルトなる法定相続人らの訴訟について述べた。そして、この訴訟に関して、リユーベックから、以下の、感謝をもって承認される訂正を受け取った。：1）上述の訴訟の最終的な判決は、目下、いまだおこなわれていない。；2）この判決は、四自由都市上級控訴裁判所それ自体によってではなく、シュテューデルの法定相続人らが、第三審においてもまた一件書類送付を申し立てたがゆえに、外部の判決団によっておこなわれる。；ちなみに3）上述の報道において述べられたゲッティンゲンの法学部の鑑定意見は、美術館に有利ではなく、美術館に不利な内容である」。

- 6) 援用されるのは、後述の「暫定裁判所法」第44条のほか、神聖ローマ帝国法・フランクフルト法・ローマ法文である。

神聖ローマ帝国法：

① Reichs-Cammer-Gerichts-Ordnung vom 1555, 1.13.§.16：「裁判官ら及び陪席者らもまた、かれらが誓約及び宣誓をおこなったときは、永久に良く秘密にされ、かつ誰にも打ち明けられないように審議、評決、かつ判決されるべきである」。§. 17：「...すべての人によって、配慮がおこなわれるべきである。当事者ら及び訴訟代理人弁護士らが、誰が報告者なのか、そして、何が判決内容なのかを聞き知ることのないように。帝室裁判所判事、判事試補、総書記及びその他の事務職員らは、すべての評議を、もっとも秘密裡に、かれらにおいて維持するべきである」。Aller des Heiligen Römischen Reichs gehaltenen Reichs-Täge, Abschiede und Satzungen, [Reichsabschied-Sammlung] Frankfurt am Main 1707, S.581.

② Reichs-Cammer-Gerichts-Ordnung vom 1555, 1.28.§.3：「... 帝室裁判所の総書記らは、3つの台帳を作成するべきである。... 総書記らは、以上すべてを、上述のように、かれらがおこなった誓約及び宣誓にあって、永久に、良く秘密において維持しかつ誰にも打ち明けるべきではない。...」。Reichsabschied-Sammlung S.588.

③ Abschied der Visitation des Kayerl. Cammer-Gerichts vom 1713, §.88：

「この最高裁判所において、些細ではない瑕疵が、つぎの点にある。沈黙について、すべての裁判所職員が厳粛な宣誓をおこない、そして、それゆえに、たびたび、さきの査察決議において必要な定めがおこなわれたが、この沈黙が、ほとんどまったく遵守されていない。… 帝室裁判所判事および所長に、とくに、これをもって注意を喚起したい。かれらの官職を真面目に行使し、この、一般的ですらある違反について、かれらの耳に何かが到来したときは、嫌疑ある者らに、人の如何に拘わらず、遅滞なく、審問し、そして、責めありとされた者たちに対しては、ただちに重い罰でもって、事情によっては、免職でもって手続きをし、とくに、しかし、判決が、時期前に公表されることのないように、厳しく配慮するように」。Visitations-Abschied und Memorialien vom Jahr 1713, Wetzlar 1714, S.18 [頁誤表示。正しくは S.26 か?]

④ Reichs-Hof-Raths-Ordnung vom 1654, 5.§.24 : 「余の帝国宮廷裁判所判事らもまた、この場所においてのみならず、裁判所外でもまた、そして、すべての場所において、かれらの宣誓した審理守秘を、つねに熱心に想起するべきであって、そして、これに違反するべきではない。それゆえにまた、票決及び審理の結果のみならず、すべてのことがらを、かれらに命じられるとおり、そして、それらのことがらについての一件書類及び書面を、誰であれ、とくに、当事者及び代理人らに対して、かれら自身の召使いや同居人らに対して秘密にし、かつ隠し通すべきであって、かれらに一件書類を示したり、あるいは手渡したりするべきではなく、また、かれらが同席しているところで、そこから秘密を知ったりもしくはある当事者に損害となるかもしれないことについて語るべきではない。…」。Reichshofratsordnung 1654 (NSRA IV): Transkription Speer 2013, S.67-68.

⑤ Reichs-Hof-Raths-Ordnung vom 1654, 6.§.13 : 「… 帝国宮廷裁判所の書記ら及び同様に総書記は、すべての一件書類を、同じく、報告者の票決を、審理の結果を、鑑定意見を、そして、要するに、帝国宮廷裁判所のすべてのその他の秘密を、そして、事務部の秘密を、すべての場所で守るべきである。…」。Reichshofratsordnung 1654 (NSRA IV): Transkription Speer 2013, S.70. フランクフルト法 :

⑥ Frankfurt erneuerte Reformation 1.4.§.11 : 「裁判所書記及びその事務取扱人もまた、弁護士らが、この者に一件書類を、報告のために引き渡したならば、当事者のごとくに、自ら秘密を守るべきである。…」。Der Statt Franckfurt am Mayn erneuerte Reformation, Frankfurt am Main 1611, fol.8 verso.

ローマ法 : 援用されるいくつかの法文のうち、明確なものを1つ挙げておく :

⑦ C.9.22.22 : 「同皇帝 [コンスタンティヌス] が、首都長官マクスムスに。[遺言書偽造の審理にあつて]… かれ [裁判官] は、いかなる中間判決によつても、かれが判決するであろうことを、知らせてはならない。…」。Corpus

Iuris Civilis, ed. G.A.Spangenberg, Tom.2, Gottingae 1797, p.531.

7) 学説としては、以下の文献が引用される：

Hermannus Vultejus, Tractatus de judiciis, in libros IV divisus, Cassellis 1654, 4.l. n.15, p.615：「訴訟の方法については、つぎのことが一般的なことである。訴訟手続きが遵守されていない場合には、判決は、無効である」。

Ernestus Tentzelius, De legitima iudicis recusatione, Erfordiae 1717, thes.23：「裁判官は、同様に、つぎの場合に、自らを嫌疑あるものにする。この裁判官は、事件についての十分な審理なしに、その事件の良さ及び状態について、あるいは、極端に自信満々に、そしてあてずっぽうに、あるいは、極端に卑屈に、言及し、そして、かかる方法で、判決前に、かれのこころの願望を明らかにする。…」。

Karl Friedrich Elsäßer, Ueber den Geschäftsgang von der Versendung der Akten an Rechtskollegien an bis zur Eröffnung des eingeholten Urtheils, Stuttgart 1800, als Anhang der Grundsätze des gemeinen, ordentlichen, bürgerlichen Prozesses, Stuttgart 1800, §.44, S.38：「[一件書類の送付を受けた法学部の] 書記は、… 一般に、用語のもっとも広い意味で、守秘義務を遵守する」。

- 8) 1827年9月11日-12日付け、シュテューデル美術館理事らのOAGL宛て上申書：Städel contra Städel, V, fol.73-83.
- 9) 1827年9月14日付けハレ大学宛てOAGLの通知：OAGL, Z, Nr.1444, [72], fol.70 recto & [73], fol.72 recto-72 verso; Städel contra Städel, V, fol.47.
- 10) Provisorische Gerichtsordnung für das gemeinschaftliche Ober-Alleppationsgericht der vier freien Städte Deutschlands, Lübeck, Frankfurt, Bremen und Hamburg, Frankfurt am Main 1820, §.44, S.37「… 裁判所の設置を付託された委員会は、一件書類送付に関して、そして、そのさい必要な守秘義務に関して、もっとも目的にかなった諸規定を公布するであろう」。
- 11) 1827年9月20日付けハレ大学法学部によるOAGL宛て返信。OAGL Z, Nr.1444, [77], fol.79 recto-81 verso; Städel contra Städel, V, fol.57-62.
- 12) 1827年10月8日ミュールンブルフによるガンス宛て書簡：OAGL Z, Nr.1444, [91], fol.119 recto-119 verso; Städel contra Städel, V, fol.21. この書簡については、野田「シュテューデル美術館事件における実務と理論」『福岡大学法学論叢』第59巻第3号478-480頁参照。ミュールンブルフが、リューベック及びフランクフルトに送った往復書簡の写しを、双方とも実見できたことを、ここに感謝したい。参照：Christian Friedrich Mühlenbruch, Rechtliche Beurtheilung des Städel'schen Beerbungsfalles, Halle 1828, S.XIII.

ミュールンブルフの1827年10月8日書簡試訳：「謄本。確かな、リューベック及びフランクフルト＝アム＝マインから、この地〔ハレ〕に到来した知らせによれば、貴殿は、フランクフルト＝アム＝マインの地に貴殿が滞在している

間に、つぎのように表明した、とされます。：シュテューデル訴訟の一件書類は、ここハレに、判決のためにあり、美術館に不利に判決されるであろうし、そして、貴殿は、このことを、ザルヒョヴ及びわたしから聞いたと。貴殿が、わたしに、シュテューデル事件について、貴殿と語る1つの機会を与えたであろうならば、わたしは、かかる語らいに応じて、そして、印刷によって公けになった対象について、わたしの法学的見解を表明するというのを避けることができなかつたことでしょう。たしかに、わたしは、けっして、そして、いかなる事情のもとでも、その限りでは、貴殿に、一件書類がここにあることを漏洩することを忘れなかつたことでしょう。さて、しかし、われわれの語らいは、わたしには、なお、まったく精確に記憶に留まっています、そして、わたしは、良心と官職宣誓ともつづいて、こう断言することができます。われわれの間では、シュテューデル事件については、一言も言及されませんでした。わたしは、このことについて、貴殿の速やかなる、かつ明快な説明をお願いします。わたしは、この説明がおこなわれるまでは、噂の理由についてのすべてのこれ以上のコメントを差し控えます。わたしの官職上の名誉のみならず、この地の判決団の名誉もまた、この噂によって、もっとも甚大に侵害されているのです。敬具。ベルリンなる教授ガンス殿。もっとも従順なるミューレンブルフ。ハレ。1827年10月8日」。

- 13) 1827年10月9日-10日付けガンスによるミューレンブルフ宛て弁明：OAGL Z.Nr.1444, 91, fol.119 verso-120 recto; Städel contra Städel, V, fol.23-24.

ガンスのミューレンブルフ宛て返信試訳：「謄本。拝啓 枢密顧問官殿！わたしは、昨日の日付のある、いましがた受け取った書簡にただちに返事する用意があります。なぜなら、つぎのことが、わたしに責務としてあるからです。それは、貴殿が、わたしについて持ちうるであろうし、そして、貴殿の書簡の表現に憑依している悪しき考えを打ち砕くことです。つぎの事実があります。この事実から、わたしにとっては、このうえもなく不愉快な噂が生まれました。この事実は、以下のとおりです。わたしは、ひとがシュテューデル美術館に与えるつもりであった諸々の拡充についての、ある一人のフランクフルトなる友人との会話の折に、こう表明しました。ひとは、勘定書なしには勘定を払いたくない [見込み違いをしたくない]。なぜなら、わたしには、こう見えるからです。一件は、ハレにあり、ハレでは、一件は、おそらくは、法定相続人らに有利になるでしょう。わたしは、これらの推測を、教授ザルヒョヴ氏との会話から引き出したことでしょう。そして、わたしの意見では、このことは、正当化され、かつ、貴殿の理論に合致します。教授ザルヒョヴ氏は、このことについてわたしにおこなった会話を覚えているでしょう。わたしが貴殿と、かつて、このことについて一言なりとも語つたと主張する気は、わたしにはありません。秘密のことばが、口の軽さでもって、速やかに広まりました。そして、この口

の軽さが、いまや、わたし自身を口軽いものと見えさせます。この口軽さが、すでに、ここ数週間、わたしにとって多くの苦悩の原因になっています。わたしが、一件書類はハレにあるとはっきり知っていたかどうかについて、幾人かのフランクフルトの人々による尋問があります。わたしは、この尋問を受けて、こう表示しました。『[ハレ大学法] 学部のいかなるメンバーも、わたしに、かかることをかつて知らせたことはありません』。『わたしのこれまでの表明は、ただ推測にもとづくにすぎません』。わたしは、貴殿に対するこの率直な表示でもって、学部に対して、わたしを正当化した、と考えます。なぜなら、誰もが、法理論について語り、そして、事実についての推測を信用できるからです。ちなみに、わたしは、シュテューデルの一件書類が、ハレに判決のためにある、という事情を、ハレなる教授らから聞きました。これらの教授は、けっして法学部に所属してはいません。そして、人々のあらゆる妥協が、わたしのためにもはやおこなわれないうるときには、わたしは、これらの教授の名前を挙げるができましよう。いずれにせよ、わたしが、その無思慮な表明によって、ある噂についての理由を与えたことについては、自分を非難するべきです。この噂は、虚偽の歪曲によって、その後、別の姿になりました。わたしは、このことを超えては、いかなる非難にも値しない。わたしが、この不運なことばを述べた機会を観察するならば、貴殿は、わたしを寛恕するでしょう。この不運が、わたしから友好的な志操を取り上げるとすれば、それは、いったい、わたしと関わりのあることでしょうか。この友好的な志操は、わたしに与えられた、もっとも好ましく、かつもっとも保護に値するものに属します。貴殿は、貴殿の官職上の名誉も、また学部の名誉も侵害されていないのを、また、事実全体について故意がないのを認識するでしょう。：学部は、それがまったく無関係であることについてはけっして心配するに及びません。：さて、この不愉快な出来事は、わたしに、このことについての最大の、もっとも計算に入れるべき慎重さのきっかけとなったのです。敬具。ベルリン 1827年10月9日。貴殿のもっとも従順なるガンス。ハレなる枢密顧問官閣下 博士ミュールンブルフ殿」。

「謄本。枢密顧問官殿。わたしは、わたしの昨日の書簡に、以下のことを付け加えねばなりません。[ベルリンなる] 教授ベック [August Böckh] 氏は、わたしに、こう説明しました。かれは、その旅行中に（ハレであったかどうかは、わたしは知りません）つぎのことを耳にしました。フランクフルトでは、わたしが、わたしの陳述記録簿に署名した、というのです。これは、その他のことがらとならんで、1つのおおきな嘘です。この嘘が、[でっちあげという] 織物の頂点を成します。より詳しいデータが、わたしに与えられるときには、わたしは、フランクフルトの人々を、かれらがこうした表明を許されるのなら、名誉棄損で訴えるでしょう。学部が、わたしの軽率さが、いかにわたしにとつ

で厭わしいにせよ、そして、いかに、それが、人々との仲たがいに至らせるにせよ、わたしは、これらの人と、喜んで友好関係にありたいのですが、わたしは、学部は、以下のことを申し出ます。I) 事件全体を公表すること。それは、かの地の判決団の利益が、反対のことを要求しない限りにおいて、です。なぜなら、わたしは、わたしの陳述の理由に立ち返らねばならないでしょうから。II) そのほかに、学部は、かの学部が、わたしに対して請求するのが正義にかなっているすべてを賠償すること。以上のことから、学部は、いかに、全体が、故意にはなくおこなわれたか、そして、わたしが、いかに、喜んで、率直に、過ちを償うように努めるかを、推知するでしょう。おしまいに、わたしは、つぎのことを付け加えねばなりません。教授ザルヒョヴ氏の陳述は、わたしにあって、確かな推測を生み出しました。それは、ずっと前から判決され、そして、ここでは、すでに判決されたことがらが問題なのだ、という推測です。わたしが、なお判決されるべきであろうと考えていたであろうならば、わたしは、けっして、かようなことを表明しなかったでしょう。貴殿は、貴殿が、わたしに対して、いつも怒っているわけではないのだ、ということの印を与えられんことを。敬具。貴殿のもっとも従順なる博士ガンス。ベルリン 1827年10月10日。ハレなる枢密顧問官ミュールンブルフ閣下」。

文中登場するアウグスト＝ベックは、1811年以来、ベルリン大学哲学部教授であった。Karl Bernhard Srark, Art. "August Boeckh" Allgemeine deutsche Biographie, Bd.2 (1875), S.770-783参照。古代ギリシア史及び古典文献学で功績があった。

- 14) 1827年9月21日付けペルニツェの義父ニーマイア一宛て書簡：Städel contra Städel, V, fol.43-45.
- 15) 宛先は、大シュリンカ。本第3章前注1を参照。
- 16) 1827年10月20日付けブルーメによるフランクフルト宛て書状：OAGL Z, Nr. 1444, 92, fol.121 recto-124 verso.
ブルーメは、ハレ大学法学部におけるその1827年（夏学期）講義の中で、相続能力論に関して、シュテューデル美術館事件が、きわめて興味深いものであるが、その判決がいかなる結果になるかは、目下確定ではないと述べた、とされる。シュテューデル美術館理事らは、ハレで勉強している学生からこのことを聞き、リューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所宛て通知した。OAGL Z, Nr.1444, 75, fol.76 recto.
- 17) 1827年9月13日シュテューデル美術館理事らによるツァハリアエ宛て書簡：Städel contra Städel, V, fol.102-103.
- 18) たとえば、1827年12月29日付けフライヘル＝フォーム＝シュタイン宛て書簡：「なぜ、わたしが、閣下に、わたしのあまりにも長い沈黙に関して寛恕を乞うことを敢えて許されるかの原因は、わたしから、この年 [1827年] を、ほぼ完

全に取り去った諸々の業務にあります。そのさい、先頭にあるのが、シュテューデル美術館です。その訴訟が、わたしから、それだけですでに9月全体を奪い取りました。しかし、諸々の新聞において広まっている情報は、誤りです。そして、ひょっとしたら、閣下にとっては、つぎのことを聞き知ることが好ましいでしょう。いまや、11のドイツの〔法〕学部が、あるいは、判決として、あるいは、鑑定意見として、無条件に、シュテューデルの遺言が法的に有効であることを表明しました。ハレへの送付は、結果を出しませんでしたから、現在、最終審級におけるあらたな一件書類送付の前に、リューベックにおいては、和解勸奨がおこなわれることになっています」。Johannes Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Leben, Briefe und kleinere Schriften, Bd.2, Briefe von 1815—1842, Freiburg im Breisgau 1868, S.167-168.

ポォエマーが、当時、シュテューデル美術館事件で精神的に消耗していたことは、1828年2月29日付けクレメンス＝ブレンターノ Clemens Brentano 宛て書簡から、明らかである。：「昨年〔1827年〕は、わたしにとっては、とても幸運な年というわけではありませんでした。わたしは、昨年を、だんだんといらだつた状態で終ました。別途のことが、わたしを、その状態に侵されやすくしたにせよ、とはいえ、たしかに、不運なシュテューデル美術館の不運な訴訟こそが、いとも、その大きな原因でした。この訴訟は、最後には、すべてのわたしのおこない、衝動そして思考を、あたかも、この訴訟の他には、天国も救済も存在しないかのように、混乱させました。癩癩となおより異常な辛辣さが、わたしの本性をたいそう支配しました。したがって、わたしが、ついに、それに気づき、そして、わたしが、ただ偶然義務を負っているにすぎないことがらについての現世の心配を、すべてを配慮するかの人〔イエス＝キリスト？〕に委ねなかったであろうならば、わたしは、きっと、病気になったことでしょう。しかし、いま、わたしは、ふたたび、いつか、心配なしに、そして、朗らかに、自然の春に、わたしを委ねることができる、ということ渴望し、そして、それに向かって努力します。自然の春の心地よい風が、張り詰めた神経を、自然の回復力に戻すために。そこでは、神経は、真面目と冗談とについて、いずれについても、等しく能力を持つのです」。Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Leben, Briefe und kleinere Schriften, Bd.2, S.170.

なお、Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Leben, Briefe und kleinere Schriften, Bd.1, Freiburg im Breisgau 1868, S.140-142における叙述をも参照。

ポォエマーのこのような愁訴に対するブレンターノの応答として、たとえば、1827年11月4日付けの書簡参照。（ただし、これに先行したであろうポォエマーの書簡は未確認）：「...わたしは、率直な同情をもって、シュテューデルの訴訟にあつて、あなたの諸々のおこないを思いました。神は、多額の金銭について慈悲深く処分なさいます。それは、神の至聖の意思にもとづいて、善なるこ

とが、もっとも多く生じ、悪なることが、もっとも少なく生じるように、です。わたしが、フランクフルトを考えるときには、わたしは、まったくはっきりした表象をすることができません。かかる都市は、それを人格として考えると、真反対の主体となり、それは、顔も、頭も、脳も、魂も、より高きものも、観念の神聖な一体も持ちません。…。」Clemens Brentano, Sämtliche Werke und Briefe, Bd.35, Briefe VII, Stuttgart 2012, S.415.

4. 和解の成立過程

ヤッソイがリューバックなる四自由都市共通上級控訴裁判所に上告した後、同裁判所は、当事者双方に和解を勧奨したことがあった¹⁾。これに対して、シュテューデル美術館理事らは、本権訴訟では、これまで一貫して勝訴してきたことやヤッソイによる訴訟引き延ばし画策への懸念もあって、和解に応じることを拒絶してきた²⁾。

しかし、シュテューデル美術館理事らは、1827年9月1日に、訴訟代理人弁護士オーレンシュラーガーに、30万グルデンを限度として、ヤッソイと和解交渉をするように委任した³⁾。

1827年9月6日、シュテューデル美術館理事会は、オーレンシュラーガー宛て、ヤッソイとの和解交渉についての委任状を送付した⁴⁾。そのあらまは、以下のとおりである。：シュテューデル美術館理事会は、オーレンシュラーガーを、理事会の受任者に指定する。委任の対象は、ヤッソイとの和解締結である。和解の諸条件は、つぎの1ないし6である。1. 双方当事者は、訴訟継続ならびに判決及び法による解決を放棄する。2. リューバックなる四自由都市共通上級控訴裁判所に、和解を届け出、かつ、上告を取り下げる。3. シュテューデル美術館理事会は、オーレンシュラーガーがヤッソイと共同で確定する金額での金銭を与える。4. シュテューデルの〔法定〕相続人らは、故ヨーハン＝フリードリヒ＝シュテューデルの遺産に対するすべての請求権を放棄する。5.

ヤツソイは、法定相続人であった故騎兵大尉ルートヴィヒ＝ジギスムント＝シュテューデル Ludwig Sigismund Städel の債権者及び受遺者による和解についての正式の同意を、できる限りすみやかに提出する。6. 都市フランクフルト参事会の許可が、和解のために必要であるときは、シュテューデル美術館理事会が、同参事会を訪れる。

1827年9月8日、ビュヒナーが、前日のボォエマーによる連絡を承けて、シュテューデル美術館理事会の会議で、ヤツソイとの和解交渉が始まったことを報告した⁵⁾。

1827年9月17日付け書状で、ボンなるドロステは、シュテューデル美術館理事らが、密かに和解を準備しているという噂をボンで聞いたことを伝えている⁶⁾。

1827年9月25日午前8時開催の理事会で、和解交渉について審議された。その中で、オーレンシュラーガーに都市フランクフルト参事会の許可が必要であること及び原告であるシャルロッテ＝サロメ＝ド＝ラスプラス Charlotte Salome de Lasplasse 及びフリデリケ＝カタリーナ＝シドニア＝ブルグブル Friederike Catharina Sidonia Burguburu が故シュテューデルから受けていた遺贈を放棄することを要求するように指示したこと、これに対して、ヤツソイが了承したことが、報告されている。また、ヤツソイが、和解の文言作成をオーレンシュラーガーに一任し、これにもとづいて、オーレンシュラーガーが作成した文言を、ヤツソイが、いくばくか推敲した⁷⁾。

1827年9月27日、オーレンシュラーガーが、ヤツソイとの和解交渉経過についてシュテューデル美術館理事会に、書状で報告した⁸⁾。

同日、同理事会は、和解交渉を中断することを議決した。理事会は、和解交渉中断を、オーレンシュラーガーに伝えた⁹⁾。中断の理由は、不明である。

1827年9月28日、オーレンシュラーガーは、理事会の議決にもとづいて、ヤツソイとの和解交渉を中断した。オーレンシュラーガーは、シュテューデル

美術館理事シュタルクに、これまでのヤツソイとの和解交渉につき、報告した¹⁰⁾。

1827年10月11日、ヨーハン＝ヴィルヘルム＝メツラー Johann Wilhelm Metzler が、その書状で、リューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所による和解の再度の勧奨は重要であって、これを拒絶すれば、シュテューデル美術館にとって不利な結果になるという助言をおこなった¹¹⁾。

1827年10月22日付け書状で、オーレンシュラーガーは、シュテューデル美術館理事らに、和解の形式（法定相続人全員と和解するべきか、それともそのうちの幾人かと和解するべきか）、フランクフルト都市参事会による追認を留保するべきか、和解金額の確定（和解金額は、トレベリウス元老院議決の四半分か）、そして和解金支払い時期及びその方法について、シュテューデル美術館理事会での審議及び議決を乞うた¹²⁾。

1827年10月29日午後2時、双方当事者の訴訟代理人弁護士が、リューベックの四自由都市共通上級控訴裁判所に参集することになった。そこで、あらたに、ハレ大学以外の別の大学に送付するべき一件書類の整理及び仮綴じがおこなわれることになった。しかし、双方当事者は、和解の方法で、この事件を終わらせることに向かっている。和解のために、四自由都市共通上級控訴裁判所の仲介を申請したいならば、その旨申し出るように、同裁判所は、双方の訴訟代理人弁護士に伝えている¹³⁾。

その後の和解交渉再開及び和解成立までの過程については、すでに考察した¹⁴⁾。

注)

- 1) OAGL による和解勧奨：1826年4月14日付け四自由都市共通上級控訴裁判所通知：「...ちなみに、本件は、いまや、そこにおいて、最終審級における終局判決がおこなわれるべく存在するところまで進んだ。そして、事件がきわ

めて重要であり、そして、これまで、本件においては、裁判所による和解の試みがおこなわれなかったことにかんがみれば、かかる試みを企てることが、適切だと見られる…。Städel contra Städel, IV (1826年4月15日送達。同年4月22日受領)。

- 2) シュテューデル美術館による和解拒絶：1826年5月13日四自由都市共通上級控訴裁判所付訴訟代理人弁護士プレラー Preller 経由返答：「…被告、現在の被上告人である〔シュテューデル美術館〕理事会は、その使命が正しいことについて、そしてシュテューデル美術館の存立に対する相手方の攻撃が不正であることについて、ゆるぎなく確信している。しかし、相手方の妨害によって従来阻止されたシュテューデル財団のためになる諸活動を、できる限りすみやかに生じさせるためには、思慮深い、受け入れることのできる、そして、その指示と、財団設立状を合致させる提案をまったく考慮に値しないと見るべきではなかった。それは、本権訴訟において2つの有利な判決が理事会の味方である現在においてもまた、そうである。理事会は、かかる〔和解の〕提案を、それが、ことからの現在の状態に適合する限りで、むげに拒絶することはないであろう。ただ、理事らは、至高の上級控訴裁判所の善き努力を、命令される和解の試みに関しては尊崇するにしても、しかしながら、理事会は、相手方が、この機会を、訴訟の判決を引き延ばすために濫用するのではないかと懸念する。とくに、交渉が、さらにおこなわれるべきであるからである。それゆえに、理事会は、これに対しては拒絶の意を表明しなければならないと考える。相手方からは、この拒絶があったからといって、フランクフルトにおける受け入れることのできる諸提案をもって、—ただし、つねに訴訟の中断なき継続を害することなしに—一理事会に歩み寄ることは、けっして奪い取られないからである。それゆえに、弁護士は、これをもって、至高の上級控訴裁判所が、和解の試みをこれ以上考慮することなしに、相手方によってかくも遅延された訴訟を、妨げ無しに進行させられんことを、もっとも恭しく願います」。Städel contra Städel, IV (1826年5月13日付け請願)。
- 3) 1827年9月1日の和解交渉委任：Städel contra Städel, V, fol.135.
- 4) 1827年9月6日委任状：Städel contra Städel, V, fol.134-135.
- 5) 1827年9月8日和解交渉開始報告書：Städel contra Städel, V, fol.95.
- 6) 1827年9月17日ドロステ書簡：「…シュテューデル美術館は、薔薇の下で sub rosa (内密に) 和解の準備をおこなっている」。Städel contra Städel, V, fol.92.
- 7) Städel contra Städel, V, fol.41-42. これは、つぎの注8の報告書に見える。
- 8) 1827年9月27日付けオーレンシュラーガーによる報告書：Städel contra Städel, V, fol.39-42.
- 9) 1827年9月27日和解交渉中断指示：1827年9月27日付けオーレンシュラーガーによる報告書：Städel contra Städel, V, fol.42末尾。ただし、なぜ、シュテ

デル美術館理事らが、和解交渉中断を指示したかは、不明。

10) 1827年9月28日オーレンシュラーガーによる和解中断報告：Städel contra Städel, V, fol.65.

11) 1827年10月11日メツラーの和解推進についての助言：Städel contra Städel, V, fol.68.

遺言者シュテールは、その遺言で、シュテール美術館理事らに、重大案件については、メツラーの助言を求めるよう指示していた。詳細については、野田龍一「シュテール美術館事件における証拠保全」『福岡大学法学論叢』第64巻第2号（2019年）459-511頁を参照。

12) 1827年10月22日オーレンシュラーガーによるシュテール美術館理事シュタルク宛て和解手続き指示依頼：Städel contra Städel, V, fol.19-20.

一旦中断させた和解交渉を、なぜ1827年10月に再開させたのか。おそらくは、つぎの注13にある10月1日付けのリューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所からの通知が決定的であったか。

13) 1827年10月2日送達。Städel contra Städel, V, fol.51.

14) その後の経過ないし和解成立の過程については、すでに考察したので、ここでは割愛する。野田「シュテール美術館事件における実務と理論」『福岡大学法学論叢』第59巻第3号480-484頁を参照。

なお、1828年5月29日に成立した和解について、以下の新聞報道を見つけた：

Allgemeine Zeitung N^o 186. Freitag den 4. Julius 1828：「フランクフルト。一長年来、シュテール美術館とその設立者の法定相続人らとの間でおこなわれてきた訴訟は、いまや、和解によって、終わりに近い、とされる」。『同紙』N^o 253 Dienstag den 9. September 1828：「消息によれば、数か月前から、シュテール美術館の理事らと遺贈を請求している法定相続人らとの間で交渉されていた和解は、本当に成立した。法定相続人らは、遺言者の遺産元本の四半分を和解で付与されるそうである」。

Neue Speyerer Zeitung N^o 82. Dienstag den 8. July 1828：「フランクフルト＝アム＝マイン。6月30日。多年にわたり、シュテール美術館理事会とその設立者の法定相続人らとの間でおこなわれてきた訴訟は、いまや、和解によってその終わりに近づいているとのことである」。『同紙』N^o 118 Dienstag den 30. September 1828：「ドイツ。長年来フランクフルトで係属していた、シュテール氏の遺産についての訴訟（フランクフルトなるシュテール美術館のシュテールの傍系親族に対する）は、ついに、和解によって終わった。双方当事者の弁護士らが、リューベックに旅行し、そして、その地で暫定的な調整を約定した。最終的な合意は、より後になって、理事らの求めに応じて、都市フランクフルトの参事会によって追認された。31万1000グルデンの和解金は、すでに、シュテールの親族らの弁護士に支払われた。美術館に残った基金の額は、

なお、100万グルデンを超える」。

むすび

以上、おもにシュテューデル美術館所蔵史料に拠って、和解の成立過程を考察した。

法定相続人側訴訟代理人弁護士ヤツソイによる再抗弁書印刷公表やライブツイヒ及びキール大学法学部鑑定意見の一部削除したうえでの印刷公表などの攻撃に対して、シュテューデル美術館理事らも、バルリン・ギーセン・ハイデルベルク・ミュンヘン大学鑑定意見の印刷公表などでもって対応した。加えて、シュテューデル美術館理事らは、ドロステ・エルファースなど、おのれに有利な文献を購入して配布した。そこには、訴訟記録からは窺い知れない生々しい裁判外活動があった。

さらに、シュテューデル美術館理事らは、都市フランクフルトを、何らかの訴訟参加でもって、本権訴訟に引き込もうとした。しかし、これは実現しないままであった。

こうした中で、シュテューデル美術館理事らを、和解への道程に向かわせたのは、ハレ大学法学部判決団の判決のガンスによる漏洩であった。ハレ大学法学部判決団がシュテューデル美術館に不利な判決を作成しつつあるという噂が、広まった。これに衝撃を受けたシュテューデル美術館理事らは、和解交渉に応じることに方向転換した。和解のポイントは、トレベリウス元老院議決の四半分に相当する31万1000グルデンを、法定相続人ないしその包括受遺者に支払う、というものであった。この和解が成立したのは、1828年5月29日であった¹⁾。

われわれは、状況がシュテューデル美術館に不利になりつつある中で、力を尽くしてシュテューデル美術館を守り抜こうとする理事らの堅忍不拔の努力を

見るのである²⁾。

注)

- 1) 正式の和解文書は、OAGL Z, Nr.1444, 120, fol.187 recto-191 versoとして、フランクフルト都市史研究所に保管されている。別添の邦訳を参照。
ポォエマーは、パスヴァント Passavant 宛て1828年9月23日書簡で「美術館の訴訟は、いまや終わった」と伝える。Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Leben, Briefe und kleinere Schriften, Bd.2, S.182.
- 2) 本稿成稿後、スイスのバーゼル大学図書館に、シュテューデル美術館理事側訴訟代理人弁護士であったヨーハン＝フリードリヒ＝ガブリエル＝シュリンのシュテューデル美術館史料に関するメモが所蔵されていることを知った。後日調査活用したい。

付録：シュテューデル美術館事件における和解調書試訳

[187 recto]

現在、ドイツの四自由都市〔共通〕上級控訴裁判所に本権訴訟として係属している、一方では、ストラスブールなる、カタリーナ＝シドニア＝ブルグブル夫人及びシャルロッテ＝サロメ＝ラスプラス夫人、両名とも旧姓シュテューデル、ならびに、パリなる、フランス王国騎兵大尉ルートヴィヒ＝ジギスムント＝シュテューデルないし同じくパリなる、その包括相続人としてのカール＝ヴィルヘルム＝ツェラリエー原告にしていまは上告人— 対 他方では、フランクフルトなるヨーハン＝フリードリヒ＝シュテューデル美術館の理事ら—被告にして、いまは被上告人—の、遺言異議に関する事件において、双方当事者の受任者らが、しかも、原告のためには、博士ルートヴィヒ＝ダニエル＝ヤツソイ氏が、被告のためには、博士ヨーハン＝アーダム＝オーレンシュラーガー氏が、上級控訴裁判所の仲介のもとで締結されるべき和解の

[187 verso]

目的のために、ここ、リュウベックに出頭した。そして、本件は、この月[1828年5月]の22日、24日及び28日に開催された期日において、詳しく審理された。その後で、これから、上述の受任者らは、上級控訴裁判所によって、この目的のために指名された和解委員：上級控訴裁判所所長博士ハイゼ氏及び上級控訴裁判所判事博士ハッハ氏の仲介のもとで、以下の、訴訟全体を終局的にかつ全体として終結させる和解について、ただし、かれらの委任者の追認を留保して、以下、より詳細に定められる限度で合意した。

第1条。

博士ルートヴィヒ＝ダニエル＝ヤツソイ氏は、

a) ストラスブルなる、カタリーナ＝シドニア＝ブルグブル夫人—旧姓シュテューデル、パーター＝ブルグブル氏、退職した担保検査官の妻—の名において、上述の夫の同意を経て付与された、この年[1828年]の4月28日のその特別委任の力によって：

[188 recto]

b) 同じく、ストラスブルなるシャルロッテ＝サロメ＝ド＝ラスプラス夫人—旧姓シュテューデル、亡き元フランス王国将校にして、フランス王国ルイ勲章騎士身分アントン＝ド＝ラスプラスの未亡人—の名において、この年[1828年]の4月28日のその特別委任の力によって、そして、

c) 亡きフランス王国騎兵大尉ルートヴィヒ＝ジギスムント＝シュテューデルの包括受遺者としてのパリなるカール＝ヴィルヘルム＝ツェラリエの名において、上述のツェラリエ氏によって、この月[1828年5月]の5日に付与された特別委任の力によって、1815年3月15日に、フランクフルト＝アム＝マインで作成され、そして、同じくフランクフルトで、1816年12月2日に裁判所で公表された、フランクフルトなる亡き市民にして商人ヨーハン＝フ

リードリヒ＝シュテューデル氏の遺言を、この遺言に付属する1815年3月22日、7月1日及び10月30日ならびに1816年6月4日の4つの付録と併せて、あらゆる留保なしに、有効にして法的に存立しているものとして承認し、ブルグ
[188 verso]

ブル夫人及びド＝ラスプラス夫人に関しては、これらの者に、上述の遺言の第1付録の中で、第8番及び第9番で定められた、それぞれ毎年200グルデン及び100グルデンの年金の遺贈を、過去及び将来について辞退し、かれ[ヤッソイ氏]の3名の委任者全員に関しては、上述の遺言に反対して主張された無遺言相続を、そして、上述のヨーハン＝フルードリヒ＝シュテューデル氏の財産及び遺産についてのその他の諸々の請求権を、これをもって、法の最良のかたちで、フランクフルト＝アム＝マインなるヨーハン＝フリードリヒ＝シュテューデル美術館に、その全範囲で引き渡すことによって、放棄する。

第2条。

博士ヨーハン＝アードム＝オーレンシュラーガー氏は、フランクフルト＝アム＝マインなるヨーハン＝フリードリヒ＝シュテューデル美術館理事会の名において、かれにこの年[1827年]の3月27日に付与された特別委任の力に
[189 recto]

よって、上記の承認、辞退、放棄及び引渡しを、その全範囲で、法の最良のかたちで承認し、そして、これと引き換えに、博士ヤッソイ氏の上述の3名の委任者全員に、フランクフルト＝アム＝マインなるヨーハン＝フリードリヒ＝シュテューデル美術館理事会がかれらに支払うべき、24グルデン貨幣での、31万1000グルデンの和解金を約束する。博士ヤッソイ氏の上述の3名の委任者は、上述の承認、辞退、放棄及び引渡しと引き換えに支払われるべき31万1000グルデンの和解金の金額で、完全に満足することを表示する。

第3条。

31万1000グルデンのこの和解金の支払いは、現金で、かつ、24グルデン貨幣の、分厚い、流通している種類の貨幣で、フランクフルト＝アム＝マインにおいて、ブルグブル夫人及びラスプラス夫人ならびにカール＝ヴィルヘルム＝ツェラリエ氏に、または、かれらの然るべく委任された受任者に、しか

[189 verso]
も、すべての利息の補填なしに、以下で定める、ヨーハン＝フリードリヒ＝シュテューデル美術館理事会が付与するべき、本件和解についての追認の後6か月以内におこなわれるべきである。または、受取人らは、かの理事会との事前の合意のうえで、この31万1000グルデンを、うへの元本から控除されるべき、24グルデン貨幣で、合計7500グルデンの利息補填と引き換えに、理事会の上述の追認の後14日以内に、さきに請求するべきである。

第4条。

しかし、これに対して、ブルグブル夫人及びラスプラス夫人ならびにカール＝ヴィルヘルム＝ツェラリエ氏は、つぎのことを明示的に要求する。31万1000グルデンの上述の和解金額は、かれらに、すべての公課及び負担を、それらの公課や負担がいかなる名称を持とうとも、例外なしに免除され、かつ、満額で帰属し、そして、（ただちに：挿入：ハイゼ・ハッハ）支払われなければならない。

第5条。

双方の訴訟当事者は、これまでの訴訟行為からかれらに発生した、あらゆる種類の費用を、自己の資金から負担する。そのさい、一方当事者が、相手

[190 recto]
方当事者への費用償還について確定判決でもってすでに有責と判決されてい

るにせよ、この費用に関してすら、費用償還を求めるなんらの請求もない。双方当事者は、上級控訴裁判所に納付するべき、本和解交渉及びそれに関しておこなうべき〔和解〕調書作成の費用を、折半して負担する。

第6条。

本和解は、双方の受任者諸氏の委任者全員が追認することによってはじめて効力を生じる。しかも、それには、以下の条件が付される。：

a) 本和解についての明示的な追認が、本日から2か月以内に、ブルグブル夫人及びド＝ラスプラス夫人ならびにカール＝ヴィルヘルム＝ツェラリエ氏から提出されねばならない。そのさい、同時に、ブルグブル夫人によっては、その夫の同意が、しかし、カール＝ヴィルヘルム＝ツェラリエ氏によっては、亡き騎兵大尉ルートヴィヒ＝ジギスムント＝シュテーデルの包括受遺
[190 verso]

者としてのその資格で本和解を締結することについてのかれ〔ツェラリエ氏〕の同意が、法的に十分に、かつ信用できるように立証されるべきである。

b) 上述の方法で、ブルグブル夫人及びド＝ラスプラス夫人ならびにカール＝ヴィルヘルム＝ツェラリエ氏が追認をした日から1か月以内に、ヨーハン＝フリードリヒ＝シュテーデル美術館の理事らは、本和解についての明示的な追認を、5名の理事全員の署名付きで、おこなわねばならない。

c) 双方当事者のうちの一方の当事者が、さきほど定められた追認期間を遵守しないときには、相手方当事者は、この相手方当事者が意欲するのであれば、この遅延を、ただちに、追認についての合意とみなすことができる。

d) そのほかに、ブルグブル夫人及びド＝ラスプラス夫人の追認は提出されるものの、しかし、カール＝ヴィルヘルム＝ツェラリエ氏の追認が、上述の
[191 recto]

方法で提出されないときには、これらの両名の夫人の追認は、カール＝ヴィ

ルヘルム＝ツェラリエ氏の追認が欠けているにせよ、これら兩名の夫人に關しては、その持ち分につき、完全に拘束力を持つ。

第7条。

双方当事者は、双方当事者による追認がおこなわれた後、この追認を、ただちに上級控訴裁判所に、共同で通知し、かつ、これまでの訴訟を、そのすべての部分において、すべての審級において、完全に放棄することを意欲する。ただし、訴訟審理は、その〔通知の〕時点までは、しかも、定められた追認期間中は、ただ暫定的に停止されつづけるにすぎない。

第8条。

一方当事者または他方当事者が、本和解を追認しないときには、和解それ自体もまた、そして、すべての、それに関して定められた期間中におこなわれた、一方当事者または他方当事者の表明、表示及び承認もまた、どこにおいてもおこなわれなかったものとして見られる。したがって、どの当事者も、それについては、相手方当事者に対しては、訴訟の存続において、権利または自白を、そこから引き出すために、なんら利用することはない。むしろ、訴訟審理が、一方当事者または他方当事者の申立てにもとづいて、その妨げ

[191 verso]

られない進行を、ふたたび継続する。

—

本和解は、以上を証書とするべく、双方の受任者氏によって、また、和解委員諸氏によって署名され、かつ、裁判所小印章をもって公証された。そして、受任者諸氏は、本和解を、上級控訴裁判所に、認証のために提出するべきである。この原本は、裁判所の一件書類として保存される。：しかし、その公証された謄本が、受任者諸氏に送達されるべきである。

—

以上のとおり、リユーベックにて、上級控訴裁判所和解委員会において、1828年5月29日作成された。

[ここに、四自由都市共通上級控訴裁判所印章及び飾り紐が添えられている]。

博士ルートヴィヒ＝ダニエル＝ヤツソイ。ストラスブルなるブルグブル夫人、ド＝ラスプラス夫人ならびにパリなるカール＝ヴィルヘルム＝ツェラリエ氏の受任者として。

博士ヨーハン＝アーダム＝オーレンシュラーガー。フランクフルト＝アム＝マインなるヨーハン＝フリードリヒ＝シュテーデル美術館理事会の受任者として。

アルノルト＝ハイゼ [署名]

ヨーハン＝フリードリヒ＝ハッハ [署名]

(2019年12月19日成稿・提出)